

「上級相続診断士」

練習問題①

模範解答・解説書

- (問 1) 解答 ○
解説 個別な法律相談は、弁護士法に抵触する可能性があります。
- (問 2) 解答 ×
解説 紛争性がある相続において、公正証書遺言の作成の助言を行うことは弁護士法に抵触する可能性があります。
- (問 3) 解答 ○
解説 顧客の家族構成や財産の状況をヒアリングすることは、弁護士法には抵触しません。
- (問 4) 解答 ○
解説 税務セミナーの開催や一般的な税制の解説は、有償無償を問わず税理士法に抵触しません。
- (問 5) 解答 ×
解説 個別具体的な税額等の計算は、有償無償を問わず税理士法に抵触する可能性があります。
- (問 6) 解答 ×
解説 公正証書遺言の証人は、未成年者及び遺言者の推定相続人、受遺者等の利害関係人以外の者であれば、証人になることができます。
- (問 7) 解答 ○
解説 相続登記の申請及びその相談に応じることは、有償無償を問わず司法書士法に抵触する可能性があります。
- (問 8) 解答 ○
解説 弁護士や司法書士などの資格を有していなくても、任意後見人となることができる。
- (問 9) 解答 ×
解説 未成年者および破産者は、遺言執行者となることができない。

- (問 10) 解答 ○
 解説 後見人となることができ、また任意後見契約を前提とし、将来被後見人となる方をサポートすることができる。
- (問 11) 解答 4
 解説 個別具体的な税額等の計算は、有償無償を問わず税理士法に抵触する可能性があります。
- (問 12) 解答 2
 解説 相続放棄は、民法上は当初から相続人とならない。
- (問 13) 解答 3
 解説 相続税法では、相続の放棄があった場合でも、放棄がなかったものとして法定相続人の数に数える。
- (問 14) 解答 2
 解説 限定承認とは、被相続人から承継する相続財産の限度で、相続債務または遺贈を弁済する相続の方法です。
- (問 15) 解答 1
 解説 子Bの遺留分の割合 $1/2$ (総体的遺留分) $\times 1/4$ (法定相続分) $= 1/8$
 遺留分の金額 $24,000$ 万円 $\times 1/8 = 3,000$ 万円
 侵害された遺留分の金額 $3,000$ 万円 $- 2,000$ 万円 $= 1,000$ 万円
- (問 16) 解答 4
 解説 N生命、MS生命とP生命の契約が、みなし相続財産となる。
- (問 17) 解答 1
 解説 相続人は配偶者乙、長男A、二男Bの3人。
 生命保険金等の非課税金額
 500 万円 \times 法定相続人の数 (3人) $= 1,500$ 万円
 長男Aの非課税限度額
 $1,500$ 万円 $\times 6,000$ 万円 $\div (3,000$ 万円 $+ 6,000$ 万円) $= 1,000$ 万円
 課税価格に算入される生命保険金の額
 $6,000$ 万円 $- 1,000$ 万円 $= 5,000$ 万円

(問 18) 解答 1
解説 2016年4月20日、2017年2月10日、2017年10月1日の贈与が対象となる。

(問 19) 解答 1
解説 法定相続人は、乙、A、B、E、F、Dの6人
課税遺産総額

$$30,600 \text{ 万円} - (3,000 \text{ 万円} + 600 \text{ 万円} \times 6 \text{ 人}) = 24,000 \text{ 万円}$$

各人の相続税の金額

$$\begin{aligned} \text{乙} & \quad 24,000 \text{ 万円} \times 1/2 = 12,000 \text{ 万円} \\ & \quad 12,000 \text{ 万円} \times 40\% - 1,700 \text{ 万円} = 3,100 \text{ 万円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{A、B、D} & \quad 24,000 \text{ 万円} \times 1/2 \times 1/4 = 3,000 \text{ 万円} \\ & \quad 3,000 \text{ 万円} \times 15\% - 50 \text{ 万円} = 400 \text{ 万円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{E、F} & \quad 24,000 \text{ 万円} \times 1/2 \times 1/4 \times 1/2 = 1,500 \text{ 万円} \\ & \quad 1,500 \text{ 万円} \times 15\% - 50 \text{ 万円} = 175 \text{ 万円} \end{aligned}$$

相続税の総額

$$3,100 \text{ 万円} + 400 \text{ 万円} \times 3 \text{ 人} + 175 \text{ 万円} \times 2 \text{ 人} = 4,650 \text{ 万円}$$

(問 20) 解答 1
解説 相続税の総額×各人の課税価格÷課税価格の合計額＝各人の算出相続税額
 $4,650 \text{ 万円} \times 6,120 \text{ 万円} \div 30,600 \text{ 万円} = 930 \text{ 万円}$

(問 21) 解答 1
解説 配偶者乙は課税価格の合計額の法定相続分が16,000万円のいずれか大きい金額までの財産を相続しても相続税がゼロになる。

(問 22) 解答 1
解説 死因贈与は相続税の対象となる。

(問 23) 解答 1
解説 7月30日の贈与は、贈与税の配偶者控除の適用を受けることができる。
5月5日、6月5日と8月15日の贈与は、直系尊属から受けた贈与財産である。
 $9,000,000 \text{ 円} - 1,100,000 \text{ 円} = 7,900,000 \text{ 円}$ (課税対象金額)
 $7,900,000 \text{ 円} \times 30\% - 900,000 \text{ 円} = 1,470,000 \text{ 円}$ (贈与税額)

(問 24) 解答 3
解説 社交上必要と認められる香典、贈答、見舞い、祝物などの金品については、非課税財産となる。

(問 25) 解答 2

解説 相続時精算課税制度は、贈与者ごとに適用を受けることができる。

(問 26) 解答 2

解説 居住用不動産の敷地(土地)のみでも適用を受けられる。

(問 27) 解答 2

解説 賃貸マンションの建築については、空室リスクや多額の借り入れによる投資リスクを慎重に検討する必要がある。

(問 28) 解答 4

解説 任意後見人は、法人を選任することも、複数の任意後見人を立てることも可能である。

(問 29) 解答 4

解説 次の価額のうち、最も低いもので評価する。

- | | |
|---------------------------|------|
| ① 課税時期の終値 7月13日と17日の終値の平均 | 335円 |
| ② 課税時期の属する月の毎日の終値の平均額 | 337円 |
| ③ 課税時期の属する月の前月の毎日の終値の平均額 | 342円 |
| ④ 課税時期の属する月の前々月の毎日の終値の平均額 | 340円 |

したがって、最も低いのは 335円

$335円 \times 30,000株 = 10,050,000円$

(問 30) 解答 5

解説 $(350,000 \times 1.00 + 340,000 \times 1.00 \times 0.03) \times 440 \text{ m}^2 = 158,488,000円$

(問 31) 解答 5

解説 貸家建付地の評価

$120,000,000円 \times (1 - 60\% \times 30\% \times 100\%) = 98,400,000円$

貸付事業用宅地等の減額

$98,400,000円 \times (200 \text{ m}^2 \div 300 \text{ m}^2) \times 50\% = 32,800,000円$

相続税評価額

$98,400,000円 - 32,800,000円 = 65,600,000円$

- (問 32) 解答 3
解説 特定事業用宅地等の要件は、事業を承継した親族が、申告期限までにその事業を継続し、かつその宅地を所有し続けた場合に適用を受けられる。
- (問 33) 解答 2
解説 相続税の延納は、相続税額が 10 万円を超えることが要件である。
- (問 34) 解答 4
解説 代襲相続人の孫は 2 割加算の対象とならない。
配偶者の税額軽減は、婚姻期間の長短には関係なく、相続発生時に戸籍上の配偶者である者に対して適用される。
配偶者の税額軽減は、配偶者の取得する財産の価額が、相続税の課税価格の合計額に対する配偶者の法定相続分相当額、あるいは 16,000 万円までのいずれか大きい金額までであれば、納付すべき相続税額は算出されない。
- (問 35) 解答 2
解説 普通養子の養子縁組の同意は、養子となる者が 15 歳未満であるときは、その法定代理人が本人に代わって、縁組の承諾をすることが要件である。
- (問 36) 解答 3
解説 相続人が配偶者と直系尊属のみの場合、配偶者の遺留分は相続財産の 3 分の 1 である。
- (問 37) 解答 2
解説 未分割で相続税の申告後、分割が確定し特例の適用をうけることにより税額が減少する場合には更正の請求書を提出する。
- (問 38) 解答 2
解説 債務として控除できるものは、アパートの預り敷金。
葬儀費用として控除できるものは、通夜費用・本葬費用・死体の創作、運搬費用などがある。
- (問 39) 解答 4
解説 「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税制度」の対象となる受贈者は、30 歳未満で、贈与前年の受贈者の所得が 1,000 万円以下の者である。

(問 40) 解答 1
解説 無償で、あるいはその宅地の固定資産税程度の負担で宅地を使用させている場合を、使用貸借といい、その宅地は自用地として評価する。

(問 41) 解答 2
解説 原田さんの相続税額
 $79,800 \text{ 万円} - (3,000 \text{ 万円} + 600 \text{ 万円} \times 3 \text{ 人}) = 75,000 \text{ 万円}$
 $25,000 \text{ 万円} \times 45\% - 2,700 \text{ 万円} = 8,550 \text{ 万円}$
 $8,550 \text{ 万円} \times 3 = 25,650 \text{ 万円}$

(問 42) 解答 9
解説 $15,000 \text{ 万円} \times (1 - 70\% \times 30\% \times 100\%) = 11,850 \text{ 万円}$

(問 43) 解答 4
解説 賃貸マンション建築後の相続税額
駐車場①のマンション建築後の評価額
 $11,850 \text{ 万円} (\text{土地}) + 7,000 \text{ 万円} (\text{建物}) - 18,850 \text{ 万円} (\text{借入金}) = 0 \text{ 円}$
課税価格の合計 $79,800 \text{ 万円} - 15,000 \text{ 万円} = 64,800 \text{ 万円}$
 $64,800 \text{ 万円} - (3,000 \text{ 万円} + 600 \text{ 万円} \times 3 \text{ 人}) = 60,000 \text{ 万円}$
 $20,000 \text{ 万円} \times 40\% - 1,700 \text{ 万円} = 6,300 \text{ 万円}$
 $6,300 \text{ 万円} \times 3 = 18,900 \text{ 万円}$

(問 44) 解答 7
解説 $25,650 \text{ 万円} - 18,900 \text{ 万円} = 6,750 \text{ 万円}$

(問 45) 解答 1 3

(問 46) 解答 1 5

(問 47) 解答 4

(問 48) 解答 1 2

(問 49) 解答 8

(問 50) 解答 9

(問 51) 解答 1 3

(問 52) 解答 1 2

解説 $51,500 \text{ 万円} - (3,000 \text{ 万円} + 600 \text{ 万円} \times 3 \text{ 人}) - (500 \text{ 万円} \times 3 \text{ 人}) = 45,200 \text{ 万円}$

$22,600 \text{ 万円} \times 45\% - 2,700 \text{ 万円} = 7,470 \text{ 万円}$

$11,300 \text{ 万円} \times 40\% - 1,700 \text{ 万円} = 2,820 \text{ 万円}$

$7,470 \text{ 万円} + 2,820 \text{ 万円} \times 2 \text{ 人} = 13,110 \text{ 万円}$

(問 53) 解答 8

解説 $15,000 \text{ 万円} - (3,000 \text{ 万円} + 600 \text{ 万円} \times 2 \text{ 人}) = 10,800 \text{ 万円}$

$5,400 \text{ 万円} \times 30\% - 700 \text{ 万円} = 920 \text{ 万円}$

$920 \text{ 万円} \times 2 \text{ 人} = 1,840 \text{ 万円}$

(問 54) 解答 6

解説 $1,500 \text{ 万円} \times (3,000 \text{ 万円} \div 4,000 \text{ 万円}) = 1,125 \text{ 万円}$

(問 55) 解答 1 3

(問 56) 解答 4

(問 57) 解答 8

(問 58) 解答 1 5

解説 長女の遺留分の割合 $1/2$ (総体的遺留分) $\times 1/2$ (法定相続分) $= 1/4$
遺留分の金額 $68,000 \text{ 万円} \times 1/4 = 17,000 \text{ 万円}$

(問 59) 解答 1 0

(問 60) 解答 1 9